

国際教養大学教職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程

平成16年4月1日
理事長決定
規程第34号

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 労働時間、休憩及び休日（第4条—第12条の2）
- 第3章 労働時間等の特例（第13条・第13条の2）
- 第4章 休暇（第14条—第19条）
- 第5章 育児休業及び介護休業（第20条・第21条）
- 第6章 補則（第22条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国際教養大学教職員就業規程第32条の規定に基づき、公立大学法人国際教養大学（以下「法人」という。）に勤務する教員等の労働時間、休日、休暇等に関する事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、国際教養大学教職員就業規程第2条に規定する教員、事務職員及び専門職員（以下「教職員」という。）に適用する。

（法令との関係）

第3条 この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号（以下「育児介護休業法」という。）その他の関係法令の定めるところによる。

第2章 労働時間、休憩及び休日

（所定労働時間）

第4条 1日の所定労働時間は、8時間とする。

（始業及び終業の時刻等）

第5条 始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

- 一 始業 午前8時30分
- 二 終業 午後5時30分

2 業務上の必要がある場合、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する教職員から当該子を養育するために申出があった場合又は理事長が認める場合には、前項の規定にかかわらず、1日の労働時間が前条の所定労働時間を超えない範囲内で、始業及び終業の時刻を変更することがある。

(休憩時間)

第6条 労働時間の途中に、1時間の休憩時間を与える。

2 前項の休憩時間は、正午から午後1時までとする。

3 前項の規定にかかわらず、業務上の必要がある場合には、休憩時間の時間帯を変更し、又は一斉に与えないことがある。

4 教職員は、休憩時間を自由に利用することができる。

(休日)

第7条 休日は、次の各号に定める日とし、労基法第35条第1項に定める休日（以下、「法定休日」という。）は日曜日とする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

三 8月13日から8月15日までの日、及び12月29日から翌年1月3日までの日（前各号に定める日を除く。）

四 開学記念日

五 その他大学が特に指定する日

2 業務上の必要がある場合には、前項に規定する休日を、あらかじめ他の日に振り替えることがある。また、法定休日以外の休日については、半日（所定勤務時間の2分の1の時間）単位の勤務を命ずる必要がある場合は、半日で振り替えることができる。この場合、振替後の休日は、振替前の休日を起算日とする4週間前の日から当該振替前の休日を起算日とする20週間後の日までの期間内の勤務日を指定するものとする。

(通常の勤務場所以外での業務従事の場合の労働時間)

第8条 教職員が労働時間の全部又は一部について国際教養大学の事業場以外で業務に従事した場合において、労働時間を算定し難いときは、所定労働時間勤務したものとみなす。ただし、当該業務を遂行するために所定労働時間を超えて勤務することが必要となる場合においては、当該業務の遂行に通常必要とされる時間勤務したものとみなす。

2 前項により業務に従事しようとする教職員は、あらかじめ法人に届け出るものとする。

(時間外勤務及び休日勤務)

第9条 業務上の必要がある場合には、教職員に第4条の所定労働時間を超えて又は第7条の休日に勤務を命じることがある。第13条に基づき第4条の所定労働時間又は第7条の休日と異なる定めをした場合も、同様とする。

2 第4条に規定する所定労働時間を超えて又は第7条に規定する休日に前項の勤務を命

じる場合には、労基法第36条に基づく協定の定めるところによる。

3 第1項の規定にかかわらず、小学校就学の始期に達するまでの子の養育を行う教職員又は家族（育児介護休業法第2条第1項第四号に定める対象家族をいう。以下、第10条及び第21条において同じ。）の介護を行う教職員から、当該子の養育又は当該家族の介護のために請求があったときは、一月について24時間、一年について150時間を超えて時間外勤務及び休日勤務を命じないものとする。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。

4 第1項の規定にかかわらず、3歳に満たない子を養育する教職員から、当該子の養育のために請求があったときは、第4条に規定する所定労働時間を超えて勤務を命じないものとする。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りではない。

（深夜勤務）

第10条 業務上の必要がある場合には、教職員に午後10時から翌日の午前5時までの勤務（以下「深夜勤務」という。）を命じることがある。

2 前項の規定にかかわらず、小学校就学前の子の養育又は家族の介護を行う教職員が請求したときは、深夜勤務を命じることはない。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。

（非常災害時の勤務）

第11条 災害その他避けることのできない事由によって必要がある場合には、その必要の限度において、臨時に第4条に規定する所定労働時間を超えて又は第7条に規定する休日に勤務を命じることがある。

2 前項の勤務を命じる場合には、労基法第33条第1項に定める必要な手続きをとるものとする。

（休日勤務に対する代休）

第12条 第9条第1項に基づき教職員に第7条に規定する休日に8時間以上勤務することを命じる場合には、当該休日に代わる日として、当該勤務することを命じる休日を起算日とする8週間後の日までの期間内の勤務日を指定するものとする。

（1ヶ月60時間を超える時間外勤務に対する代休）

第12条の2 第9条第2項の協定に定める時間外勤務の限度時間にかかわらず、教職員が1ヶ月（毎月1日を起算日とする。以下、同じ。）において60時間を超えて時間外勤務を命じられた場合は、教職員は、労使協定に基づき、当該60時間を超えた時間について代休を取得することができる。

2 前項に定める代休（以下、この条において「代休」という。）を取得できる期間は、60時間を超える時間外勤務を命じられた月の末日の翌日から2ヶ月以内とし、当該代休は半日（4時間）または1日（8時間）の単位で取得することができる。

3 代休の時間数は、1ヶ月において60時間を超える時間外勤務時間数に換算率を乗じ

て得られる時間数とする。この場合において、換算率は、国際教養大学教職員給与規程（以下、「給与規程」という。）第12条第3項第二号に定める時間外勤務手当率から、代休を取得した場合に係る同条第4項に定める時間外勤務手当率を差し引いて得られる100分の25とする。

- 4 代休を取得しようとする者は、1ヶ月に60時間を超える時間外勤務を行った月の末日の翌日から5日以内に、法人に申し出るものとする。
- 5 前四項に定めるほか、代休の取得等に係るその他の事項については、労使協定の定めるところによる。

第3章 労働時間等の特例

（変形労働時間制）

第13条 業務上の必要により第2章に規定する所定労働時間等によらず勤務する必要がある教職員については、1月以内の一定期間を平均して1週間の労働時間が40時間を超えない範囲においてあらかじめ労働時間を割り振ることにより、第4条、第5条、第6条及び第7条の規定にかかわらず、これらと異なる所定労働時間、休憩時間及び休日定めることがある。

- 2 前項の労働時間の割り振りの方法については、別に定める。
- 3 変形労働勤務を常時必要とする教員については、前各項の規程にかかわらず、裁量労働制を適用することとし、その勤務の方法については、別に定める。

（専門業務型裁量労働制）

第13条の2 労使協定を締結した場合には、当該協定で定める業務に従事する職員について、専門業務型裁量労働制を適用する。

- 2 前項によって専門業務型裁量労働制を適用する者については、第4条及び第5条に定める所定労働時間及び始業・終業に関する規定を適用せず、労使協定に定めた時間を労働したものとみなす。
- 3 本条の定めによって専門業務型裁量労働制を適用する場合の詳細については、労使協定に定める。

第4章 休暇

（年次有給休暇）

第14条 教職員に、年次有給休暇を与える。

- 2 年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、次の各号に掲げる日数とする。
 - 一 次号及び第三号に掲げる教職員以外の教職員 20日

二 次号に掲げる教職員以外の教職員であって、当該年度の中途において新たに教職員となったもの 別表第1に定める日数

三 秋田県からの派遣職員 教職員となった日の前日における秋田県の職員としての年次有給休暇の残日数を考慮し40日を超えない範囲内で理事長が認める日数
(年次有給休暇の単位)

第15条 年次有給休暇の単位は一日とする。ただし、労働基準法第39条第2項の規定に基づき法人と教職員との間で労使協定を結んだ場合には、前条及び次条の規定により与えられた年次有給休暇のうち、年度において5日を限度に、1時間を単位とすることができる。この際、8時間をもって1日と換算する。

(年次有給休暇の繰り越し)

第16条 年次有給休暇(この条の規定により繰り越されたものを除く。)は、20日を超えない範囲内において残日数を当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

(特別休暇)

第17条 教職員に、特別休暇を与える。

2 特別休暇は、結婚、出産、子の看護、介護、服忌、リフレッシュ、人間ドック、選挙権の行使その他の特別の事由により教職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間等は別表第2に定める。

(傷病休暇)

第18条 教職員に、傷病休暇を与える。

2 傷病休暇は、教職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とし、90日を超えない範囲内で必要最小限度の期間とする。

(休暇の時季の指定及び変更)

第19条 教職員が休暇を取得しようとするときは、休暇の時季を指定して、当該休暇を取得しようとする日前までに、理事長にこれを請求しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

2 前項に基づき教職員が指定する時季に、休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合には、休暇の時季の変更を求めることがある。

3 年次有給休暇の一部について、休暇を与える時季に関し労基法第39条第5項の規定に基づく協定により定めをした場合には、この定めにより年次有給休暇を与える。

第5章 育児休業及び介護休業

(育児休業)

第20条 教職員のうち、1歳に達するまでの子の養育を必要とする者は、理事長に申し出るにより、育児休業を取得することができる。

2 前項に定めるほか、育児休業に関する事項は、国際教養大学教職員育児休業規程の定めるところによる。

(介護休業)

第21条 教職員のうち、家族の介護を行う者は、理事長に申し出ることにより、介護休業を取得することができる。

2 前項に定めるほか、介護休業に関する事項は、国際教養大学教職員介護休業規程の定めるところによる。

第6章 補則

(細則)

第22条 この規程の施行に係る細則については、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規程（第2条を除く。）は、公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年秋田県条例第64号。）第2条第2項に基づき、秋田県から法人に派遣される職員についても適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第14条関係）

採用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
休暇日数	20日	18日	17日	15日	13日	12日
採用月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
休暇日数	10日	8日	7日	5日	3日	2日

別表第2（第17条関係）

名称	対象となる場合	期間	
結婚休暇	教職員が結婚する場合	理事長が定める期間内における、休日を除く連続する七日の範囲内の期間	
服忌休暇	教職員の親族(次に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、教職員が喪に服するとき	次に掲げる親族の区分に対応する連続する日数の範囲内の期間	
	死亡した者	日数	
	配偶者	10日	
	血族	1親等の直系尊属(父母)	7日
		同 卑属(子)	5日
		2親等の直系尊属(祖父母)	3日
		同 卑属(孫)	1日
		2親等の傍系者(兄弟姉妹)	3日
		3親等の傍系尊属(おじ又はおば)	1日
	姻族	1親等の直系尊属	7日
		同 卑属	1日
		2親等の直系尊属	1日
		2親等の傍系者	1日
		3親等の傍系尊属	1日
備考	1教職員と生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。		
	2教職員が代襲相続し、かつ祭具等の継承を受ける場合は、1親等の直系血族に準ずる。		
出産休暇	女性教職員が出産する場合	八週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の教職員が請求した日から出産の日までの期間及び出産の日の翌日から八週間を経過する日までの期間	
配偶者出産休暇	職員が妻(事実婚を含む。)の出産に伴い入院の付添い等をする場合	職員の妻が出産のため入院等する日から出産後二週間を経過する日までの期間内における二日の範囲内の期間(1時間単位で取得可能)	
配偶者の出産に係る子の養育休暇	職員の妻(事実婚を含む。)が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達する子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	職員の妻の出産予定日の六週間前の日から出産後八週間を経過する日までの期間内における五日の範囲内の期間(1時間単位で取得可能)	
妊婦休暇	妊娠中の女性教職員の業務が、母体又は母体の健康保持に影響を及ぼすものと認められる場合、妊娠悪阻のため勤務することが著しく困難である場合、医師が必要と認める場合	休息のために必要と認められる時間、もしくは医師が必要と認める期間	
妊産婦保健指導・健康診査休暇	妊娠中の女性教職員又は出産後一年を経過していない女性職員が、母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)第十条に規定する保健指導又は同法第十三条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満二十三週までは四週間につき一回、妊娠満二十四週から満三十五週までは二週間につき一回、妊娠満三十六週から出産までは一週間につき一回、出産後一年まではその間に一回(医師又は助産師の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)とし、一回につき一日の範囲内	

		の期間(1時間単位で取得可能)
生理休暇	女性教職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合	二日の範囲内の期間(1時間単位で取得可能)
子の看護等休暇	小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する教職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)をし、又はその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせる場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき	一の年度において六日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日)の範囲内の期間(1時間単位で取得可能)
介護休暇	教職員が介護の必要な対象家族(配偶者(事実婚を含む。)、父母及び子、配偶者の父母、同居し且つ扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫)の介護をし、又は必要な世話(通院等の付き添い、対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の世話)をする場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき	一の年度において十日(介護の必要な対象家族が二人以上の場合にあつては、十四日)の範囲内の期間
リフレッシュ休暇	心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度の五月から十月までの期間内における、休日を除く原則として連続する五日の範囲内の期間
人間ドック休暇	教職員が人間ドックを受診する場合	必要と認められる期間
公民権休暇	教職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
面接指導休暇	教職員が医師による面接指導を受ける場合	必要と認められる期間